

第2回

産官協議会発表資料

資料5

merpay

株式会社メルペイ

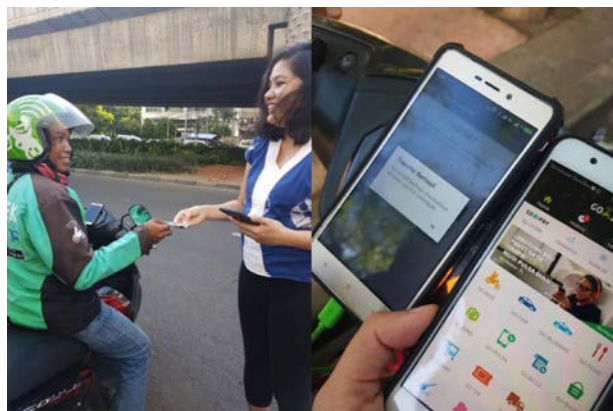
2018/11/12

世界的なフィンテック分野の潮流

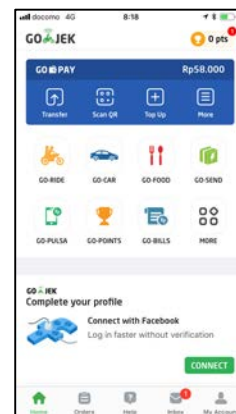
- アジア各国で伸びているフィンテックサービスでは、個人の生活シーンに密着したサービスと決済・金融サービスの融合が進んでいる。

中国： Alibaba (EC×決済), Tencent (Messenger×決済)

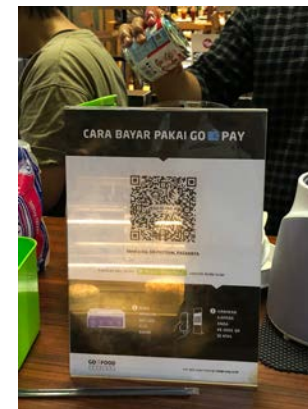
インドネシア： GO-JEK (交通×決済)



運転手に現金を渡すとチャージ可能
GO-PAYを使うと現金より安く利用可能



GO-PAYにたまったお金を、
生活に密着した他の用途に利用可能



支払い方法は店舗に置かれたQRコードで支払い

MISSION

信用を創造して なめらかな社会を創る

メルカリはフリマアプリを中心としながら、
新しいフェーズに移りお客さまに新しい価値を一層提供していこうとしています。
そのコアプロジェクトとなるのが、メルペイです。

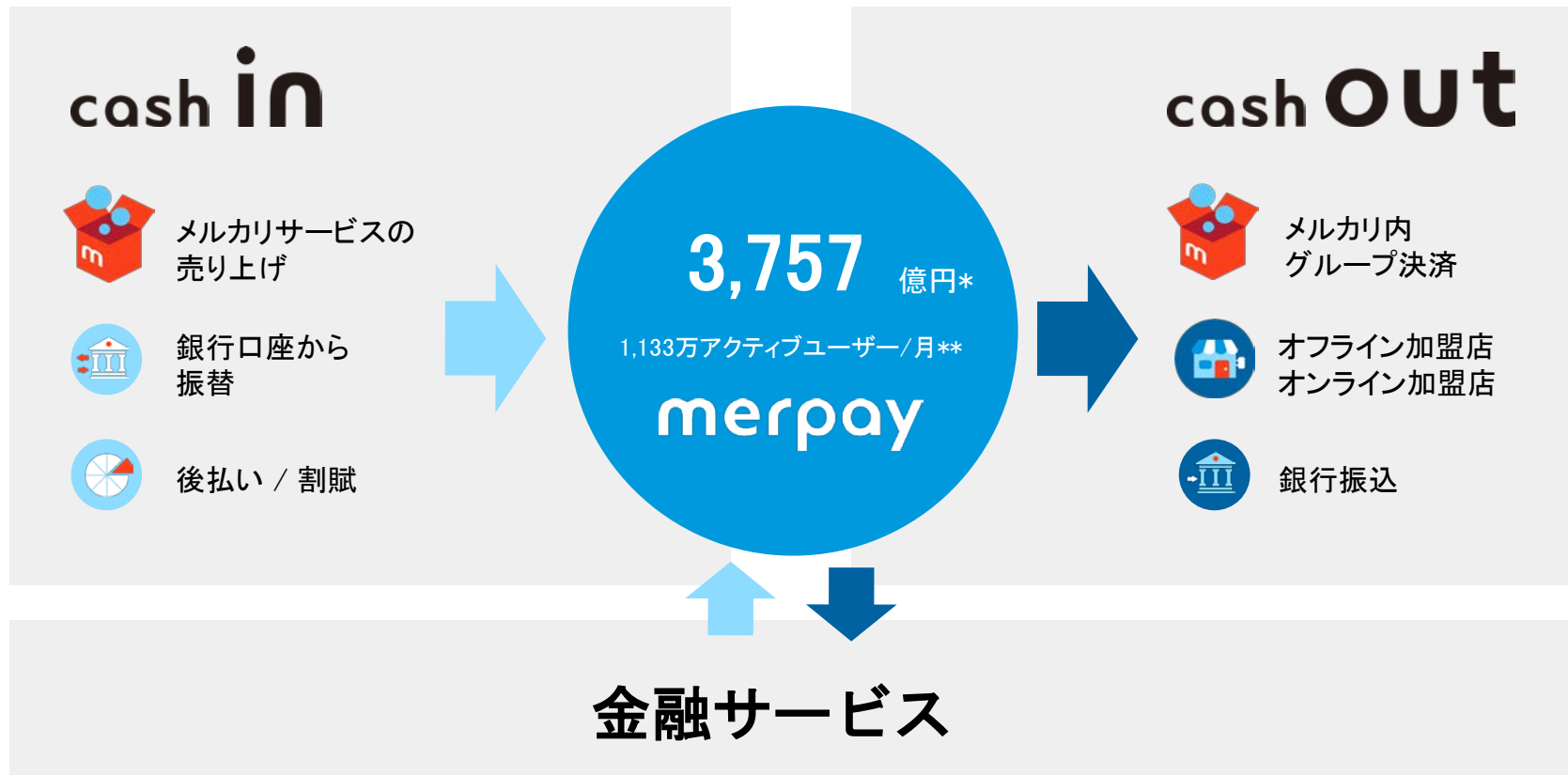
メルペイが成し遂げようとしているのは、単なる新たな決済手段の提供ではありません。

私たちはテクノロジーとCtoCマーケットプレイスで培った膨大な情報をもとに、
新しい「信用」を生み出し、メルペイひとつであらゆる金融サービスがコネクする世界を目指しています。

もっとも重要なのは、お客さまが安心安全かつ、楽しく、簡単に、どこでも使える価値を提供することです。

メルペイはイノベティブで、オープンなプラットフォームを目指し、様々なパートナーと協力してその世界を実現しようとしています。

メルペイの目指す世界観



成長著しい“個人の生活×金融”分野を正面に見据えた政策展開を

1. 世界最高水準の本人確認の実現

(厳格なAML/CFT対策とユーザー利便性の両立)

※詳細は次ページ以降

2. 資金移動口座の機能充実

資金移動口座への給与振込の実現、送金上限額（100万円）の緩和

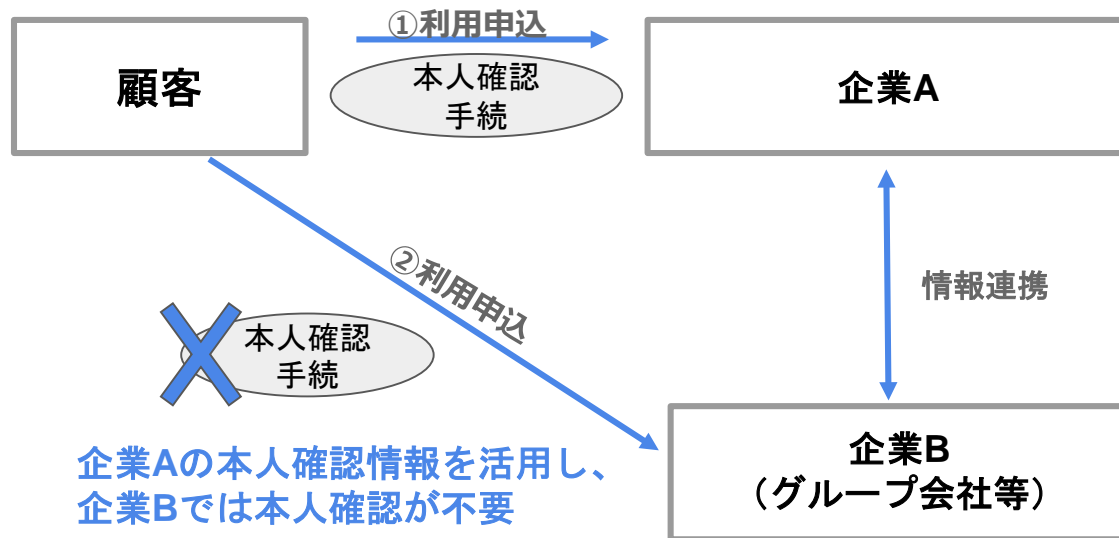
3. 反社会的勢力との関係遮断を徹底するための政府保有情報の活用

世界最高水準の本人確認の実現（1/3）

merpay

- 世界的な潮流を見ても、顧客との接点を持つプラットフォーム上で、さまざまな決済・金融サービスが提供されている。
- サービス利用の都度、本人確認を実施することで多くのユーザーが離脱。
- 厳格なAML/CFT対策とユーザー利便性を両立するため、一度、厳格な本人確認を行った情報を、2回目以降に活用できないか。

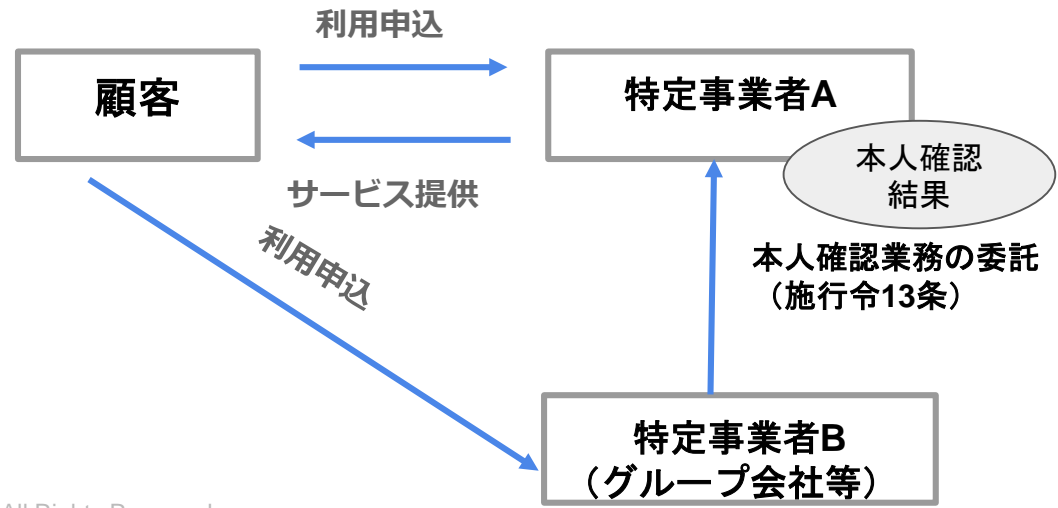
(イメージ)



世界最高水準の本人確認の実現 (2/3)

犯罪収益移転防止法（犯収法）施行令13条の解釈について

「特定事業者Aが、犯収法に基づく顧客等についての取引時確認（以降、本人確認という）をした後には、当該特定事業者A以外の特定事業者B（例：グループ会社）において本人確認が必要な場合であっても、当該特定事業者Aに本人確認業務を委託することで、特定事業者Bによる本人確認は不要」



【参考】世界最高水準の本人確認の実現（3/3）

犯罪収益移転防止法（犯収法）の解釈について【根拠】

- 特定事業者が、顧客等との間で特定取引を行う際には、当該顧客等について取引時確認をすることが必要（犯罪収益移転防止法（犯収法）4条1項）。
- ただし、当該特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるものについては、取引時確認は不要（犯収法4条3項）。
- 「これに準ずるものとして政令で定める取引」とは、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う施行令7条1項1号に定める取引で、当該委託先が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引（犯収法施行令13条1項1号）。

「FinTech実証実験ハブ」初の支援決定案件の実験結果について（抜粋）

平成30年7月17日 金融庁

○ なお、金融庁としては、本人確認に係る法的位置付けの検討に際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第13条における、「金融機関Bが金融機関Aに委託して顧客と取引を行う場合、金融機関Aが既に当該顧客の本人確認を実施していれば、再度の本人確認は不要である」旨の規定について、当該「委託」には、契約締結権まで委託せず、本人確認のみ委託することも含まれるとの法令解釈を、関係省庁に確認した上で提供するなど、各種法令解釈についてサポートを実施。

merpay